

(経済産業省企業活動基本調査)

## 審 査 メ モ

## 1 今回申請された変更について

経済産業省は、平成30年に実施する経済産業省企業活動基本調査(以下「本調査」という。)について、調査事項、集計事項及び公表時期について、以下のとおり変更する計画である。

## (1) 調査事項 - 1 (既存の調査事項の変更) (別添1参照)

① 調査票記入に当たっての消費税の取扱いに関するチェックボックスについて、従前の「税抜き」に加え、「税込み」の欄も設ける。

## (審査状況)

ア 本調査は、調査票を記入する際の消費税の扱い(税込み・税抜き)について、従前から事実上、選択可能な形で行ってきたが、「原則税込み」を前提する関係で、調査票上は、「税抜き」で記入した場合のチェックボックスのみを設けていた。

しかし、税抜きのチェックボックスにチェックが入っていない場合、1) 税込みで記入されているのか、2) 税抜きで記入しつつもチェックを忘れたかについての判断が困難となっていた。

イ また、本調査の集計については、従前から、報告者から回答された内容をそのまま集計しており、結果として税込みのデータと税抜きのデータが混在したまま集計している。一方、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)」において、税抜きで回答された調査票を税込みのデータに補正して集計する方針が示されている。

このため、経済産業省としては、本調査においても、将来的に税込み統一集計を目指すところであり、そのためには、調査票ごとの税抜き・税込みをより正確に把握することが必要としている。

ウ 今回の変更は、これらの状況を踏まえたものであり、回答された内容の正確な取扱いを確保しようとするものであることから、適切と考える。

ただし、今後の税込み統一集計への対応予定時期等について、確認する必要がある。

## (論点)

- a これまでの本調査の回答において、税抜き記入の報告者の全体に占める割合はどの程度となっているか。
- b 本調査の経理事項を税込み統一集計に移行する際の問題点は何か。平成30年調査から対応

できない理由は何か。

- c 税込み統一集計に移行するための具体的なスケジュールを現時点で策定しているか。

## ② 従業者の把握における正社員・正職員以外の区分を変更する。

### (審査状況)

ア 本調査では、これまで、常用労働者のうち、正社員・正職員以外の者について「パートタイム従業者」という名称を用いるとともに、常用労働者以外の従業者について「臨時・日雇雇用者」という区分名称を用いてきた。

イ 今回、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）における整理を踏まえ、同ガイドラインに基づき、区分名称を「正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）」、「臨時雇用者」に変更しようとするものであり、結果の比較可能性の向上等の観点から、適当と考える。なお、区分名称ごとの定義については、前回の変更においてガイドラインと整合するよう措置されている。

## ③ 「有形固定資産の当期除却額」の項目名称を「有形固定資産の当期減少額」に変更する。

### (審査状況)

ア 本調査の「固定資産の増減」の項目においては、これまで「有形固定資産」については「当期除却額」、「無形固定資産」については「当期減少額」との用語を用いており、両者に相違があった。

イ このため、経済産業省は用語の統一を図るため、項目の名称を「有形固定資産の当期減少額」に変更したいとしている。

ウ これについては、異なる用語を用いることによる調査対象企業の混乱を防ぐことが期待されるものの、一方で、用語の変更に伴い、回答の傾向に変化が生じる可能性がないか、確認する必要がある。

### (論点)

- a 従前の「有形固定資産の当期除却額」において何を把握していたか。定義を示されたい。
- b これまで「除却」と「減少」という異なる用語を用いていた理由は何か。今回、用語を統一する理由は何か。
- c 他の基幹統計調査における同種項目の用語と整合したものになっているか。整合していない場合、報告者において混乱が生じるおそれがあるのではないか。
- d 「除却」から「減少」に変更することにより、報告者の回答内容に変化が生じるかどうかについて事前に検証しているか。また、調査実施後に傾向に違いを検証する予定はあるか。

**④ 「企業経営の方向」に係る調査事項について、選択肢の追加を行う。**

**(審査状況)**

ア 本調査では、これまでも「企業経営の方向」に関する項目として、

- ① 企業の機関設計（指名委員会等設置会社への該当性）
- ② ストックオプション制度の実施状況

について、選択式による回答を求めてきた。

イ 今回、上記の調査事項のうち、①については、平成 26 年に成立した改正会社法において「監査等委員会設置会社」の創設が盛り込まれたこと等を踏まえ、回答の選択肢を追加したいとするものである。

また、②については、これまでのストックオプション制度の実施の有無に加えて、実施している場合の制度の対象者を把握するため、選択肢を追加したいとするものである。

ウ これらについては、回答上の選択肢が増えるにとどまるものであり、報告者負担が増加するものではなく、行政ニーズを踏まえた見直しであることから、おおむね適切と考えられるものの、選択肢の設定等が妥当か否かについて確認する必要がある。

**(論点)**

- a 企業の機関設計の選択肢として、「監査役（会）設置会社」、「指名委員会等設置会社」、「監査等委員会設置会社」の 3つを設定した理由は何か。他に選択肢として設ける必要のあるものはないか。
- b ストックオプション制度について、「取締役等向け」と「従業員向け」とを分けて把握する必要性は何か。また、「取締役等向け」の「等」には、具体的にどのような者が含まれるのか。
- c ストックオプション制度を実施している場合「1 取締役等向けに実施」と「2 従業員向けに実施」の複数回答も有り得る。しかし、仮に、一方のみに「○」が付された場合、他方が「該当なし」なのか「記入忘れ」なのか判断できるのか。

**(2) 調査事項 - 2 (調査事項の新設) (別添 1 参照)**

**○ 法人番号の回答欄を追加する。**

**(審査状況)**

ア 各府省が実施する企業対象の統計調査において法人番号の欄を追加することについては、「統計改革の基本方針」（平成 28 年 12 月 21 日・経済財政諮問会議）においても、事業所母集団データベースにおける法人番号の登録に協力し、政府統計の向上に資する観点から求められているところであり、基本計画を受けた検討機関である「産業関連統計検討WG」においても、その方向に沿った取りまとめがなされている。

イ 今回の追加は、これらの動きに対応するものであり、報告者負担も小さいことから、適切と考える。なお、平成 31 年調査以降については、平成 30 年に回答された法人番号をプレプリントする形で報告負担の軽減が図られる予定である。

### (3) 集計事項の変更 (別添 2 参照)

集計事項について、以下のとおり変更する。

- ① 調査事項の変更に伴い、集計項目を変更する。
- ② 集計項目間の整合を図るため、一部項目を変更する。

#### (審査状況)

- ① 上記 (1) ③④の調査事項の変更に伴い、集計項目の名称及び構成を、機械的に変更しようとするものであり、適切と考える。
- ② 集計事項の表章区分のうち、親会社による議決権所有割合の最小区分について、従前「20%超～50%以下」とされていた一方で、子会社・関連会社の議決権所有割合の最小区分については「20%以上～50%以下」とされ、不整合が生じていた。  
そこで、この表章区分を統一しようとするものであり、適切であると考えますが、議決権所有割合の集計区分の根拠について、確認しておく必要がある。

#### (論点)

- 今回、集計事項のうち、親会社による議決権所有割合の最小区分を「20%以上」に変更する根拠は何か。

### ③ 確報の集計表のうち、有用性を向上させるため一部表章を変更する。

#### (審査状況)

ア 本調査の確報では、産業や従業者規模、資本金規模等の別に様々なクロス集計(合計 38 表)が行われているが、今回の変更により、以下の部分の集計の取りやめが計画されている。

- 1) 産業別・従業者規模別・資本金規模別の総資産、売上高、付加価値額  
→【該当表】第 1 巻／第 2 表の一部
- 2) 製造業のみ行っている小分類ごとの資本金階級別の経理事項等の一部  
→【該当表】第 1 巻／第 3-1 表、第 3-2 表、第 4 表の各一部
- 3) 産業別・事業形態別(専業・兼業比率別)の経理事項の一部  
→【該当表】第 2 巻／第 2 表の一部
- 4) 産業別・従業者規模別事業形態別(専業・兼業比率別)の経理事項の一部  
→【該当表】第 2 巻／第 4 表の一部

イ 今回の変更の趣旨について経済産業省は「利用者に対して、秘匿部分を減らした集計表を

提供することにより、利活用面での有用性をより高め、併せて業務の効率化を図ることにより、本統計全体の品質の向上を目指す」としている。

しかしながら、秘匿の比率が高い部分をやめるわけでもなく、一見すると、「リソースの減少を主な要因として、集計事項が縮小された」という構図に見えることから、現時点において、今回の変更を直ちに適切と考えることは困難である。

このため、今回の変更理由や秘匿に係る作業の状況、代替的な方策等について慎重な確認が必要と考えられる。

#### (論点)

##### a 集計事項の変更理由

- ① 今回、集計の一部取りやめを予定している理由は何か。
- ② 集計を取りやめる部分は、どのような基準で選定したのか。その基準は妥当か。
- ③ 利活用上、集計を取りやめることによって、利用者に不利益は生じないか。事前に利用者の意見を把握する等の対応はとっているのか。
- ④ 「統計表の有用性を向上させるため」の変更とされているが、有用性を高めるとは、具体的にどのようなことを念頭においているのか。

##### b 秘匿作業等

- ① 各集計表における秘匿の比率はどれくらいか。
- ② 秘匿に関する具体的な作業内容（例：フロー図など）を説明いただきたい。
- ③ 今回、変更の対象になる集計表に関する秘匿の作業量（人日）を御教示いただきたい。  
併せて、民間委託の導入後の本調査全体の担当職員の推移も御教示いただきたい。
- ④ 今回の集計事項の変更は、本調査を民間委託に移行した結果、経済産業省における人的リソースが減少したことが大きな要因の1つとなっているのではないか。

##### c 今回の変更内容と代替策

- ① 今回の見直しにより、集計事項から落ちる内容と、他の集計表で代替できる内容を一覧表で示していただきたい。
- ② 集計区分（資本金規模別など）を統合することにより、現在、秘匿作業が必要となっている個所の多くで、作業が不要となることが想定されるが、そのような措置をとらない理由は何か。

#### (4) 公表時期の変更

上記(3)③により得られるリソースを活用し、確報の公表を1か月早期化する。
---------------------------------------

##### (審査状況)

ア 本調査については、年次調査であることから、公表については、調査実施後1年以内に第1報を公表することが求められているが、実際には、速報を調査実施後およそ6か月後に公

表し、確報を調査実施後およそ1年後に公表しており、その点については、問題ない。

イ 今回示されている計画は、上記(3)③の実現により得られるリソースの活用方策の一つとして、確報の公表を1か月早期化(調査実施後およそ11か月後に公表)しようとするものであるが、これまでも1年以内に第1報(速報)が公表されているところであり、確報について、さらなる早期化が必要とされる強いニーズがあるかどうか、確認の必要がある。

また、リソースを、情報提供を充実など、公表早期化以外の対応に活用することが考えられないか、併せて確認する必要がある。

#### (論点)

- a 確報の公表早期化を求める具体的な要望はあるのか。
- b 過去5年間の速報、確報の公表実績(年月日)を御提示いただきたい。
- c 作業負担の軽減により得られたリソースを用いて、公表早期化以外の対応を行うことは考えられないか。

## 2 統計委員会諮問第 22 号の答申（平成 22 年 1 月 25 日付け府統委第 9 号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、統計委員会諮問第 22 号の答申時において、以下の検討課題が指摘されており、調査実施者である経済産業省における対応状況の適否等について、検討する必要がある。

### （1）企業活動に関する統計の体系的な整備

企業活動に関する統計の体系整備については、本調査の 19 年調査計画に係る統計審議会の答申である「諮問第 312 号の答申 経済産業省企業活動基本調査の改正について」（平成 18 年 11 月 10 日付け統審議第 10 号。以下「前回答申」という。）において指摘されているほか、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定。以下「基本計画」という。）においても、企業活動に関する包括的な統計の構築の検討等を行うこととされている。企業を対象とした全業種横断的な統計整備に向けて、統計調査の調査事項の用語、概念・定義の明確化と統一化等に十分留意して、検討を進めることが必要である。

情報通信分野については、基本計画の指摘を踏まえ、総務省及び経済産業省は、平成 22 年度に、情報通信業の分野の企業活動の実態を一元的に把握する「情報通信業基本調査（仮称）」を両省の共管による一般統計調査として創設し、その調査結果等を踏まえ、平成 24 年度を目途に基幹統計調査化を図ることを計画している。これについては、企業活動に関する統計の体系的整備に資するものであることから、高く評価できる。

しかし、その他の分野については、まだ、具体的な検討が進んでいない状況となっているため、情報通信業基本調査（仮称）の経験、成果等を踏まえつつ、企業活動に関する統計の中核的なものとして位置付けられている本調査を基礎として、企業を対象とした統計調査を実施している関係府省は、緊密な連携・協議の上、全業種横断的な企業活動に関する統計の構築に向けて、取組を推進することが必要である。

また、この関係府省間における検討と併行して、経済産業省は、本調査については、中小企業実態基本調査（一般統計調査）、海外事業活動基本調査（一般統計調査）等の企業を対象とする所管の統計調査と調査対象及び調査事項が重複している部分があることから、平成 24 年 2 月に実施予定の経済センサスー活動調査の結果等を基に、報告者負担の軽減及び調査の効率的な実施の観点から、役割分担の明確化や重複是正の方策を検討することが必要である。

### （2）調査対象範囲及び規模の見直し等

前回答申で指摘されている、本調査の調査対象範囲及び規模の見直しについては、今回計画では対応が図られていない。これについては、産業別の企業の活動状況に関する分布情報や産業特性の分析に必要な情報が現時点では得られないため、やむを得ないと考えるものの、経済センサスー活動調査の結果等を踏まえ、引き続き検討することが必要である。

また、前回答申において、業種や企業規模を考慮した複数の調査票による調査の導入について指摘されているが、これについては、報告者負担の軽減及び調査の効率的な実施の観点から、引き続き、ショートフォームとロングフォームの併用による調査の実施などについて検討することが必要である。

## (審査状況)

この課題については、第Ⅰ期基本計画(平成21年3月13日閣議決定)での指摘を踏まえ、当初、全業種横断的な企業活動に関する統計の構築という方向で検討が進められていた。

しかし、その後、「事業所母集団DBの整備を踏まえ、既存統計調査の相互の役割分担や重複是正という観点から、方向性を転換」(平成24年度法施行状況に関する審議結果)する旨の整理がなされたところである。

これを踏まえ、第Ⅱ期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)(以下「第Ⅱ期基本計画」という。)においては、「事業所母集団DBを活用した企業活動に関する統計の構築について検討等を行うこととする。」とされ、現在、政府部内で検討が進められているところであり、その結果は「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議検討結果報告書」(以下「産業関連統計の体系的整備」に関する報告書」という。※別添3参照)にて取りまとめられたところである。

他方、この第Ⅱ期基本計画については、計画の改定のため、平成29年2月23日に統計委員会に諮問されており、現在、統計委員会及び基本計画部会において、経済統計の改善に係る審議の中で、企業統計の在り方についても議論が進められる予定である。

以上の状況を踏まえ、上記課題については、今後、第Ⅱ期基本計画の改定に係る統計委員会等での審議の中で議論することが適当と考えられるが、本調査の位置づけや今後の方向性に係る現時点における経済産業省の考え方について議論しておくことは、今後の基本計画審議の一助になるものとする。

## (論点)

- 第Ⅱ期基本計画に基づき、関係府省による検討が行われた「産業関連統計の体系的整備」に関する報告書では、経済センサス-活動調査の中間年において、産業別の年次統計調査の充実という方向が示されており、これらの統計調査と本調査の役割分担について、経済産業省は、どのような考え方を有しているか。

### 3 その他

#### <オンライン調査の推進について>

本調査は、調査員、郵送及びオンラインによる自計報告で実施されているが、「第Ⅱ期基本計画」においては、調査横断的な対応として、オンラインによる回収率の向上方策の検討が求められている。

#### (審査状況)

本調査におけるオンライン調査の利用率は、29.5%（平成27年度調査）である。本調査は年次調査であるものの、一定規模以上の全数調査であることから、反復継続的な形で調査が実施されているものとする。

このことを考慮すれば、オンライン調査の利用実績を上げる余地はあると考えられ、オンラインによる回収率の向上方策に関する対応状況等について検討する必要がある。

#### (論点)

- 最近（3か年度）の調査票の回収状況（回収率、オンライン利用率等）はどのように推移しているか。また、オンライン回答を増やすために、どのような取組を行っているか。

#### (注) 第Ⅱ期基本計画（抄）

別表 今後の5年間に講ずる具体的施策

「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (3) オンライン調査の推進	○ 統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。	各府省	平成26年度から実施する。

(以上)



「2 事業組織及び従業員数」欄

変更案

変更前

2 事業組織及び従業員数

平成30年調査

(1) 事業組織別事業所数及び常時従業員数

区分		事業所数	常時従業員数(人)	
本社機能部門	調査・企画部門	0201		
	情報処理部門	0202		
	研究開発部門	0203		
	国際事業部門	0204		
	その他の部門(総務、経理、人事等)	0205		
	<b>本社機能部門計(A)</b>		0206	
	本社・本店	製造・鉱山、電気・ガス事業部門	0207	
		商業事業部門	0208	
		飲食店部門	0209	
		情報サービス事業部門	0210	
サービス事業部門		0211		
その他の部門(上記以外の部門)		0212		
<b>現業部門計(B)</b>		0213		
<b>計(A+B)</b>		0214		

(注) 「常時従業員数」には、有給役員、常用雇用者(正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず1か月を超過する期間を定めて、又は1か月以上の期間を定めて雇用している者)の数を記入してください。

(注) 「情報サービス事業部門(0210)、情報サービス事業所(0218)」は、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、映画・ビデオ制作業、テレビ番組制作業、新聞業、出版業の業務を行っている部門・事業所です。

(注) 「本社・本店」の事業所数については、本社・本店の数を「計(0214)」のみ記入してください。

区分		事業所数	常時従業員数(人)
本社・本店以外	製造・鉱業、電気・ガス事業所	0215	
	商業事業所(商業店舗、鉱業・製造業の支社、支店、営業所等)	0216	
	飲食店	0217	
	情報サービス事業所	0218	
	サービス事業所	0219	
	研究所	0220	
	倉庫・輸送・配送等事業所	0221	
	その他(上記以外の事業所)	0222	
	海外 海外支社、支店、駐在所等	0223	
	<b>計(2)</b>		0224

(注) 事業所数は、「本社・本店」の計(0214)、「本社・本店以外(0215～0224、0226)」に記入してください。

(注) 「本社・本店以外」については、各事業所(海外を含む)ごとに「事業所数」、「常時従業員数」とも記入してください。

(注) 「他企業等への出向者(0225)」には、主として貴社で給与を支払っている子会社、関連会社などへの出向者の数を記入してください。

区分		従業員数(人)
<b>合計(1+2+3)</b>		0226
うち、正社員・正職員	0227	
うち、正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)	0228	
うち、正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)(就業時間換算)	0229	

(注) 「うち、正社員・正職員(0227)」には、常時従業員のうち、正社員・正職員として処遇している人の数を記入してください。

(注) 「うち、正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)(0228)」には、常時従業員のうち、正社員・正職員より1日の所定労働時間または1週間の労働日数が短い人の数を記入してください。

区分		従業員数(人)
臨時雇用者	0230	
(受入れ) 派遣従業員	0231	

(注1) 「臨時雇用者(0230)」とは、1か月未満の期間を定めて雇用している者及び日々雇入れている者をいいます。  
 (注2) 「(受入れ)派遣従業員(0231)」とは、労働者派遣事業を営む事業主が雇用する従業員であって、当該雇用関係のまま貴社と当該労働者派遣事業主との契約の下に、貴社の指揮命令を受けて、貴社の業務に従事させている従業員

(注) 「正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)(就業時間換算)(0229)」には、貴社の正社員・正職員の就業時間で換算し、四捨五入の上整数で記入してください。

2 事業組織及び従業員数

平成28年調査

(1) 事業組織別事業所数及び常時従業員数

区分		事業所数	常時従業員数(人)	
本社機能部門	調査・企画部門	0201		
	情報処理部門	0202		
	研究開発部門	0203		
	国際事業部門	0204		
	その他の部門(総務、経理、人事等)	0205		
	<b>本社機能部門計(A)</b>		0206	
	本社・本店	製造・鉱山、電気・ガス事業部門	0207	
		商業事業部門	0208	
		飲食店部門	0209	
		情報サービス事業部門	0210	
サービス事業部門		0211		
その他の部門(上記以外の部門)		0212		
<b>現業部門計(B)</b>		0213		
<b>計(A+B)</b>		0214		

(注) 「常時従業員数」には、有給役員、常用雇用者(正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず1か月を超過する期間を定めて、又は1か月以上の期間を定めて雇用している者)の数を記入してください。

(注) 「情報サービス事業部門(0210)、情報サービス事業所(0218)」は、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、映画・ビデオ制作業、テレビ番組制作業、新聞業、出版業の業務を行っている部門・事業所です。

(注) 「本社・本店」の事業所数については、本社・本店の数を「計(0214)」のみ記入してください。

区分		事業所数	常時従業員数(人)
本社・本店以外	製造・鉱業、電気・ガス事業所	0215	
	商業事業所(商業店舗、鉱業・製造業の支社、支店、営業所等)	0216	
	飲食店	0217	
	情報サービス事業所	0218	
	サービス事業所	0219	
	研究所	0220	
	倉庫・輸送・配送等事業所	0221	
	その他(上記以外の事業所)	0222	
	海外 海外支社、支店、駐在所等	0223	
	<b>計(2)</b>		0224

(注) 事業所数は、「本社・本店」の計(0214)、「本社・本店以外(0215～0224、0226)」に記入してください。

(注) 「本社・本店以外」については、各事業所(海外を含む)ごとに「事業所数」、「常時従業員数」とも記入してください。

(注) 「他企業等への出向者(0225)」には、主として貴社で給与を支払っている子会社、関連会社などへの出向者の数を記入してください。

区分		従業員数(人)
<b>合計(1+2+3)</b>		0226
うち、正社員・正職員	0227	
うち、パートタイム従業員	0228	
パートタイム従業員(就業時間換算)	0229	

(注) 「正社員・正職員(0227)」には、常時従業員のうち、一般に正社員・正職員などと呼ばれる人の数を記入してください。

区分		従業員数(人)
臨時・日雇雇用者	0230	
(受入れ) 派遣従業員	0231	

(注1) 「臨時・日雇雇用者(0230)」とは、1か月以内の期間を定めて雇用している者及び日々雇入れている者をいいます。  
 (注2) 「(受入れ)派遣従業員(0231)」とは、労働者派遣事業を営む事業主が雇用する従業員であって、当該雇用関係のまま貴社と当該労働者派遣事業主との契約の下に、貴社の指揮命令を受けて、貴社の業務に従事させている従業員をいいます。

(注1) 「パートタイム従業員(0228)」には、常時従業員のうち、正社員・正職員より1日の所定労働時間または1週間の労働日数が短い人の数を記入してください。  
 (注2) 「パートタイム従業員(就業時間換算)(0229)」には、貴社の正社員・正職員の就業時間で換算し、四捨五入の上整数で記入してください。

「4 資産・負債及び純資産並びに投資」欄

変更案

変更前

4 資産・負債及び純資産並びに投資 平成30年調査

4 資産・負債及び純資産並びに投資 平成28年調査

(1) 資産・負債及び純資産 (年度末現在)

科目	平成30年					平成29年				
	千	百	十	億	円	千	百	十	億	円
流動資産 0401										
うち、棚卸資産 0402										
固定資産 0403										
有形固定資産 0404										
うち、土地以外 0405										
無形固定資産 0406										
うち、ソフトウェア 0407										
投資その他の資産 0408										
繰延資産 0409										
資産合計 0410										
流動負債 0411										
うち、支払手形・買掛金 0412										
うち、短期借入金(金融機関) 0413										
うち、短期借入金(金融機関以外) 0414										
固定負債 0415										
うち、社債(転渡社債を含む) 0416										
うち、長期借入金(金融機関) 0417										
うち、長期借入金(金融機関以外) 0418										
資本 0419										
資本剰余金 0420										
利益剰余金 0421										
自己株式 0422										
その他 0423										
負債及び純資産合計 0424										

(1) 資産・負債及び純資産 (年度末現在)

科目	平成28年					平成27年				
	千	百	十	億	円	千	百	十	億	円
流動資産 0401										
うち、棚卸資産 0402										
固定資産 0403										
有形固定資産 0404										
うち、土地以外 0405										
無形固定資産 0406										
うち、ソフトウェア 0407										
投資その他の資産 0408										
繰延資産 0409										
資産合計 0410										
流動負債 0411										
うち、支払手形・買掛金 0412										
うち、短期借入金(金融機関) 0413										
うち、短期借入金(金融機関以外) 0414										
固定負債 0415										
うち、社債(転渡社債を含む) 0416										
うち、長期借入金(金融機関) 0417										
うち、長期借入金(金融機関以外) 0418										
資本 0419										
資本剰余金 0420										
利益剰余金 0421										
自己株式 0422										
その他 0423										
負債及び純資産合計 0424										

(注) 「その他(0423)」には、土地の再評価差額金、金融商品に係る時価評価差額金等が該当します。

(注) 「その他(0423)」には、土地の再評価差額金、金融商品に係る時価評価差額金等が該当します。

(2) 関係会社への投資額等 (年度末現在)

区分	国内					海外				
	千	百	十	億	円	千	百	十	億	円
関係会社への投融資残高 0431										
うち、株式及び出資金残高 0432										
うち、長期貸付金 0433										

(2) 関係会社への投資額等 (年度末現在)

区分	国内					海外				
	千	百	十	億	円	千	百	十	億	円
関係会社への投融資残高 0431										
うち、株式及び出資金残高 0432										
うち、長期貸付金 0433										

(3) 固定資産の増減 (年度)

区分	平成30年					平成29年				
	千	百	十	億	円	千	百	十	億	円
有形固定資産の当期取得額 0441										
うち、情報化投資 0442										
無形固定資産の当期取得額 0443										
有形固定資産の当期減少額 0445										
無形固定資産の当期減少額 0446										

(3) 固定資産の増減 (年度)

区分	平成28年					平成27年				
	千	百	十	億	円	千	百	十	億	円
有形固定資産の当期取得額 0441										
うち、情報化投資 0442										
無形固定資産の当期取得額 0443										
有形固定資産の当期減少額 0445										
無形固定資産の当期減少額 0446										

(4) 剰余金の配当状況 (年度)

区分	平成30年				
	千	百	十	億	円
配当金(中間配当を含む) 0451					

(4) 剰余金の配当状況 (年度)

区分	平成28年				
	千	百	十	億	円
配当金(中間配当を含む) 0451					

5 事業内容

5 事業内容

(1) 売上高及び費用等 (年度)

科目	平成30年					平成29年				
	千	百	十	億	円	千	百	十	億	円
売上高 0501										
売上原価 0502										
販売費及び一般管理費 0503										
営業外収益 0504										
営業外費用 0505										
うち、支払利息等 0506										
経常利益(△損失) 0507										
当期純利益(△損失) 0508										

(1) 売上高及び費用等 (年度)

科目	平成28年					平成27年				
	千	百	十	億	円	千	百	十	億	円
売上高 0501										
売上原価 0502										
販売費及び一般管理費 0503										
営業外収益 0504										
営業外費用 0505										
うち、支払利息等 0506										
経常利益(△損失) 0507										
当期純利益(△損失) 0508										

「売上高(0501)」の内訳を記入してください。  
「売上高(0501)」は、  
①自社産品・製造品、電気・ガス・熱供給、水道売上高  
②加工賃収入額  
③卸売・小売、宿泊、飲食サービス売上高  
④サービス事業収入額

「売上高(0501)」の内訳を記入してください。  
「売上高(0501)」は、  
①自社産品・製造品、電気・ガス・熱供給、水道売上高  
②加工賃収入額  
③卸売・小売、宿泊、飲食サービス売上高  
④サービス事業収入額  
⑤その他の事業収入額の数の計と一致します。

(2) 費用の内訳(特掲) (年度)

科目	平成30年					平成29年				
	千	百	十	億	円	千	百	十	億	円
広告宣伝費 0511										
労務運搬費 0512										
減価償却費 0513										
給付総額(賞金を含む) 0514										
福利厚生費(退職金を含む) 0515										
不動産賃貸借料 0516										
租税公課 0517										

(2) 費用の内訳(特掲) (年度)

科目	平成28年					平成27年				
	千	百	十	億	円	千	百	十	億	円
広告宣伝費 0511										
労務運搬費 0512										
減価償却費 0513										
給付総額(賞金を含む) 0514										
福利厚生費(退職金を含む) 0515										
不動産賃貸借料 0516										
租税公課 0517										

(注) 各費用科目には「販売費及び一般管理費(0503)」に属する経費と、「売上原価(0502)」に属する経費の合計額を記入してください。

(注) 各費用科目には「販売費及び一般管理費(0503)」に属する経費の合計額を記入してください。

(3) 情報処理・通信費 (年度)

科目	平成30年					平成29年				
	千	百	十	億	円	千	百	十	億	円
情報処理・通信費 0520										

(3) 情報処理・通信費 (年度)

科目	平成28年					平成27年				
	千	百	十	億	円	千	百	十	億	円
情報処理・通信費 0520										

(注) 情報処理・通信費 = 「情報処理経費」 + 「通信費」  
・コンピュータによる情報処理やデータ送信等の専門部署における情報処理費用と電話、郵便等の通信費の合計金額  
・コンピュータによる情報通信費には、導入諸掛り、リース・レンタル料、保守料、回線使用料、ソフトウェア委託料及び購買費、パンチ委託料、計量委託料、オンラインサービス料等を含みます。

(注) 情報処理・通信費 = 「情報処理経費」 + 「通信費」  
・コンピュータによる情報処理やデータ送信等の専門部署における情報処理費用と電話、郵便等の通信費の合計金額  
・コンピュータによる情報通信費には、導入諸掛り、リース・レンタル料、保守料、回線使用料、ソフトウェア委託料及び購買費、パンチ委託料、計量委託料、オンラインサービス料等を含みます。

(4) リース契約により使用している設備に係る支払いリース料 (年度)

科目	平成30年					平成29年				
	千	百	十	億	円	千	百	十	億	円
支払リース料 0530										

(4) リース契約により使用している設備に係る支払いリース料 (年度)

科目	平成28年					平成27年				
	千	百	十	億	円	千	百	十	億	円
支払リース料 0530										

(注) 当該年度にリース契約に基づいて支払った金額を記入してください。  
リース契約とは、契約期間において特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいいます。土地・建物の賃借、短期間のレンタル、チャーター等は含みません。

(注) 当該年度にリース契約に基づいて支払った金額を記入してください。  
リース契約とは、長期期間において特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいいます。土地・建物の賃借、短期間のレンタル、チャーター等は含みません。

「9 技術の所有及び取引状況」欄

変更案

変更前

平成30年調査

平成28年調査

9 技術の所有及び取引状況

(1) 特許権等の所有、使用状況 (年度末現在)

内 容	所有しているもの(件)	うち、使用しているもの(件)	うち、自社開発のもの(件)
特許権	0901		
実用新案権	0902		
意匠権	0903		

(注) 「うち、使用しているもの」には、他社に供与しているものも含めてください。

(2) 技術取引

①受取金額

内 容		受取金額 (年度)								
		うち、関係会社				その他				
		千	百	十	千	千	百	十	千	
特許権	国内	0911								
	海外	0912								
実用新案権	国内	0913								
	海外	0914								
意匠権	国内	0915								
	海外	0916								
著作権	国内	0917								
	海外	0918								
うち、ソフトウェア	国内	0919								
	海外	0920								
その他	国内	0921								
	海外	0922								

(注1) 関係会社とは、子会社、関連会社及び親会社をいいます。  
 (注2) 「受取金額」、「支払金額」には、新規・継続を問わず当該年度に、国内又は海外の企業との間に技術の受入れ・提供を行った場合に記入してください。  
 なお、貴社としての「受取金額」、「支払金額」に加え、内数としての関係会社との「受取金額」、「支払金額」について記入してください。  
 (注3) 「うち、ソフトウェア」とは、コンピュータ・ソフトウェアをいいます。

②支払金額

内 容		支払金額 (年度)								
		うち、関係会社				その他				
		千	百	十	千	千	百	十	千	
特許権	国内	0923								
	海外	0924								
実用新案権	国内	0925								
	海外	0926								
意匠権	国内	0927								
	海外	0928								
著作権	国内	0929								
	海外	0930								
うち、ソフトウェア	国内	0931								
	海外	0932								
その他	国内	0933								
	海外	0934								

10 企業経営の方向

(1) 取締役の人数

貴社の取締役の人数を記入してください。(年度末現在)

社内取締役(人)	社外取締役(人)	うち、関係会社(人)

(注) 関係会社の記入には、9(2)(注1)を参照してください。

(注1) 監査役が1人でもいる場合は「1. 監査役(会)設置会社である」に該当します。

(注2) 「4. その他」には、「1」～「3」以外の場合に該当します。

(2) 貴社の機関設計について、該当する番号に○を付けてください。(年度末現在)

1. 監査役(会)設置会社である 2. 指名委員会等設置会社である  
 3. 監査等委員会設置会社である 4. その他

(注1) 執行役員向けは「1. 取締役等向けに実施」に該当します。

(注2) 従業員向けとは、取締役などの会、役員以外をいいます。

(3) ストックオプション制度の実施状況について、該当する番号すべてに○を付けてください。(年度末現在)

1. 取締役等向けに実施 2. 従業員向けに実施 3. 実施していない

9 技術の所有及び取引状況

(1) 特許権等の所有、使用状況 (年度末現在)

内 容	所有しているもの(件)	うち、使用しているもの(件)	うち、自社開発のもの(件)
特許権	0901		
実用新案権	0902		
意匠権	0903		

(注) 「うち、使用しているもの」には、他社に供与しているものも含めてください。

(2) 技術取引

①受取金額

内 容		受取金額 (年度)								
		うち、関係会社				その他				
		千	百	十	千	千	百	十	千	
特許権	国内	0911								
	海外	0912								
実用新案権	国内	0913								
	海外	0914								
意匠権	国内	0915								
	海外	0916								
著作権	国内	0917								
	海外	0918								
うち、ソフトウェア	国内	0919								
	海外	0920								
その他	国内	0921								
	海外	0922								

(注1) 関係会社とは、子会社、関連会社及び親会社をいいます。

(注2) 「受取金額」、「支払金額」には、新規・継続を問わず当該年度に、国内又は海外の企業との間に技術の受入れ・提供を行った場合に記入してください。  
 なお、貴社としての「受取金額」、「支払金額」に加え、内数としての関係会社との「受取金額」、「支払金額」について記入してください。

(注3) 「うち、ソフトウェア」とは、コンピュータ・ソフトウェアをいいます。

②支払金額

内 容		支払金額 (年度)								
		うち、関係会社				その他				
		千	百	十	千	千	百	十	千	
特許権	国内	0923								
	海外	0924								
実用新案権	国内	0925								
	海外	0926								
意匠権	国内	0927								
	海外	0928								
著作権	国内	0929								
	海外	0930								
うち、ソフトウェア	国内	0931								
	海外	0932								
その他	国内	0933								
	海外	0934								

10 企業経営の方向 (年度末現在)

(1) 取締役の人数

貴社の取締役の人数を記入してください。

社内取締役(人)	社外取締役(人)	うち、関係会社(人)

(注1) 関係会社の記入には、9(2)(注1)を参照してください。

(注2) ストックオプションの実施状況については、取締役等または従業員のいずれかに実施している場合は、1に○を付けてください。

(2) 指名委員会等設置会社ですか。該当する番号に○を付けてください。

1. はい 2. いいえ

(3) ストックオプション制度について、設問の該当する番号に○を付けてください。

1. 実施している 2. 実施していない

# ① 調査事項の変更に伴う集計項目の変更 (その 1)

第 1 卷第 8 表

変更前	産業別、企業数、事業組織別従業者数												
	企業数	計	従業者数 (受入 常時従業者)				従業者数 (受入れ派遣従業者は含まない) 常時従業者数 (出向者を含む)					(受入れ) 派遣従業者	
			計	常時従			他企業等へ の出向者	正社員・ 正職員	パートタイム 従業者	その他	パートタイ ム従業者 (就業時間 換算)		臨時・日雇 雇用者
				計	本社・本店	本社・ 本店以外							
計	内訳(略)	内訳(略)											
平成22年度 平成23年度													
変更案	産業別、企業数、事業組織別従業者数												
	企業数	計	従業者数 (受入 常時従業者)				従業者数 (受入れ派遣従業者は含まない) 常時従業者数 (出向者を含む)					(受入れ) 派遣従業者	
			計	常時従			他企業等へ の出向者	正社員・ 正職員	正社員・正 職員以外 (パート・ア ルバイトな ど)	その他	正社員・正 職員以外 (就業時間 換算)		臨時雇用 者
				計	本社・本店	本社・ 本店以外							
計	内訳(略)	内訳(略)											
平成22年度 平成23年度													

# ① 調査事項の変更に伴う集計項目の変更 (その2)

第1巻第14表

変更案												変更前												
産業別、企業数、取締役の人数、 <b>機関設計</b> の状況、ストックオプション制度の実施状況												産業別、企業数、取締役の人数、 <b>委員会設置会社</b> の状況、ストックオプション制度の実施状況												
取締役の人数				機関設計				ストックオプション制度				取締役の人数				委員会設置会社		ストックオプション制度						
企業数	計	社内取締役(人)	うち、 社外取締役(人)	企業数	監査役(会) 設置会社	指名委員会等 設置会社	監査等委員会 設置会社	その他	企業数	取締役等・従業員向け ともに実施	取締役等向けのみの 実施	従業員向けのみの 実施	実施していない	企業数	計	社内取締役(人)	うち、 社外取締役(人)	企業数	はい	いいえ	企業数	実施している	実施していない	
																								関係会社(人)
平成22年度																								
平成23年度																								

# ② 集計項目間の整合を図るための変更

第3巻第7表

変更案												変更前													
産業別、親会社業種別、議決権所有割合別、国内・海外別社数												産業別、親会社業種別、議決権所有割合別、国内・海外別社数													
国内・海外別親会社数(議決権所有割合別)												国内・海外別親会社数(議決権所有割合別)													
親会社業種	合計			100%			50%超～100%未満			20%以上～50%以下			親会社業種	合計			100%			50%超～100%未満			20%超～50%以下		
	計	国内	海外	計	国内	海外	計	国内	海外	計	国内	海外		計	国内	海外	計	国内	海外	計	国内	海外			

# ③統計表の有用性を向上させるための変更（その1）

## 第1巻第2表

（産業別、従業者規模別、資本金規模別、企業数、総資産、売上高、付加価値額）

		企業数		総資産		売上高		付加価値額	
		計	資本金規模別	計	資本金規模別	計	資本金規模別	計	資本金規模別
年度	計			第1巻第3-1表				第1巻第4表	
総合計	計			第1巻第3-1表				第1巻第4表	
	従業者規模別					第2巻第4表			
合計	計			第1巻第3-1表				第1巻第4表	
	従業者規模別					第2巻第4表			
産業大分類別	計			第1巻第3-1表				第1巻第4表	
	従業者規模別					第2巻第4表			
産業中分類別	計			第1巻第3-1表				第1巻第4表	
	従業者規模別					第2巻第4表			
産業小分類別	計			第1巻第1表		第1巻第1表		第1巻第1表	
	従業者規模別								

（注）今回、変更する集計事項（太枠の部分）のうち、代替可能なデータが他の集計表に掲載されている場合は、当該集計表の番号を表中に記載した。

### ③統計表の有用性を向上させるための変更（その2）

#### 第1巻第3-1表

（産業別、資本金規模別、企業数、売上高、経常利益、資産、負債及び純資産、剰余金の配当状況）

（注）第1巻第3-2表・第1巻第4表も修正箇所はほぼ同様

		企業数	売上高	経常利益	計	資産		負債及び純資産			剰余金の配当状況
						内訳項目(略)	負債計	内訳項目(略)	純資産	内訳項目(略)	配当金(中間配当額を含む)
年度	計										
総合計	計										
	資本金規模別										
合計	計										
	資本金規模別										
産業大分類別	計										
	資本金規模別										
産業中分類別	計										
	資本金規模別										
産業小分類別	計	第1巻第1表					第1巻第1表		第1巻第1表		
	資本金規模別	第1巻第2表									

（注）今回、変更する集計事項（太枠の部分）のうち、代替可能なデータが他の集計表に掲載されている場合は、当該集計表の番号を表中に記載した。

# ③統計表の有用性を向上させるための変更（その3）

## 第2巻第2表

（産業別、事業形態別、企業数、部門別売上高、営業費用、費用の内訳、情報処理・通信費、支払リース料、営業利益、営業外収益、営業外費用、経常利益、当期純利益、付加価値額）

（注）第2巻第4表も修正箇所はほぼ同様

	企業数	売上高		営業費用		費用の内訳	情報処理・通信費	支払リース料	営業利益	営業外収益	営業外費用	支払利息等 うち、	経常利益	当期純利益	付加価値額
		計	部門別内訳 (略)	計	内訳 (略)										
年度	計														
総合計	計														
	専業・兼業比率														
合計	計														
	専業・兼業比率														
産業大分類別	計														
	専業・兼業比率														
産業中分類別	計														
	専業・兼業比率														
産業小分類別	計	第1巻 第1表		第1巻 第1表					第1巻 第1表					第1巻 第1表	
	専業・兼業比率														

（注）今回、変更する集計事項（太枠の部分）のうち、代替可能なデータが他の集計表に掲載されている場合は、当該集計表の番号を表中に記載した。

# 産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議検討結果報告書(抜粋)

## 4 企業活動に係る統計の整備

### (1) 企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供

#### ア 検討の背景

平成18年枠組みでは、主に事業所を対象とする統計調査について、その関係を整理しているが、企業活動を産業横断的に把握する観点からの整理は行われていない。

また、企業活動を把握する統計については、各府省がそれぞれの所管行政ごとのニーズに応じて作成・提供していることから、「全産業横断的な統計の構築が望まれている」との問題意識が累次の企業活動基本調査の答申において指摘されている。

さらに、第Ⅰ期基本計画においては、企業活動に関する統計の整備について、「企業活動に係る包括的な統計の構築の検討を行う」と抽象的な記述が本文にあるほか、別表の情報通信業分野における企業統計の整備において、「企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合し、(後略)」との記述があるものの、「企業活動基本統計」自体に関する具体的な記述はない。これは、第Ⅰ期基本計画の検討に際して、企業活動に係る包括的な統計の構築が必要であるとの認識はあったものの、具体的な措置、方策等の結論が得られなかったことから、先行的な取組みとしての情報通信業に限定した取組を掲げたものである。この課題を踏まえ、総務省及び経済産業省では、両省の共管調査として、平成22年に情報通信業基本調査(一般統計調査)を創設し、その基本的事項については、「企業活動基本調査」との共通化を図ったものの、両調査を基にした企業活動基本統計(仮称)の創設は見送られた。

このような状況の中、第Ⅱ期基本計画の審議における「企業活動を包括的に把握することは重要な課題」との指摘を踏まえ、第Ⅱ期基本計画においては、「企業活動の多角化やグループ化等が一層進展していることに伴い、企業活動をよりの確に把握するための統計整備が求められており、企業のサービス活動などについて、産業横断的に把握する必要が高まっている。このため、関係府省が実施している企業を対象とした既存統計調査について、経済産業省企業活動基本調査を中心に、全産業共通的に把握する必要がある項目を整理した上で、事業所母集団データベースを活用した結合集計を段階的に作成及び提供を進める」との課題が盛り込まれたものである。

また、長期的には、産業分類及び生産物分類等の統計基準や調査単位の見直しを反映した統計調査を実施することにより、経済センサス-活動調査を含めた産業関連統計における企業部門別での投入・産出等の把握が見込まれ、引いては調査結果のSNA等の推計での利用可能性が高まり、その精度向上に資することが期待される。

#### イ 検討経過

本課題は、前記「1 経済センサス-活動調査の中間年における大規模統計調査の実施」

及び「2 新たな経済構造統計の作成・整備」に密接に関連した課題であることに加え、①事業部門別に企業構造を把握する必要性、②企業系調査と事業所系調査の役割分担、③企業系調査の体系整備、④同一企業内取引の把握等に関する整理等も必要と考えられた。

このため、検討を開始した平成26年度には、①企業活動に関する統計の体系的整備の経緯、②第Ⅰ期基本計画における取組、③想定される活用方法、④第Ⅱ期基本計画を踏まえた今後の検討のポイント等について、情報共有・検討を行った。

また、平成27年度には、基本的な考え方の整理を行うとともに、①企業活動基本調査の拡充（全産業化）、②情報通信業基本調査と同様の取組を全産業で実施、③各統計調査の結果を事業所母集団DBに登録し集計という3案を事務局から提示し、検討した結果、上記①は、既存統計調査との整理が必要であり、単独府省での実現はリソース的に困難なこと、また、上記②は、情報通信業基本調査と同様の構造で、情報通信業以外の産業においても、同様の取組を行うことにより、全産業を網羅的に把握することが望ましいものの、各府省で実施している統計調査を全く同じ形式で対応することが困難なことから、上記③により、産業横断的な統計整備を進めることが現実的ではないかとの共通認識を得るに至った。

このため、平成28年度には、平成27年度及び平成28年度に民間事業者・外部有識者を活用して実施した委託研究の結果も踏まえつつ、具体化に向けた検討を更に進め、平成28年度末に最終的な検討結果を取りまとめるに至った（詳細な検討状況については、【資料編】Ⅱ - 2、Ⅲ - 4を参照。）。

## ウ 検討結果

企業を対象とする統計調査は、①産業横断的に企業の基礎的な事項及び活動の実態を把握するための統計調査と、②産業別の企業の特徴を把握する統計調査に大別され、特に、②については、経済構造統計の精度向上や事業所系統計調査では把握が難しいネットワーク型産業等の把握において、重要な役割を担うものの、単一の統計調査においてその実現を図ることは困難と考えられる。

このため、検討会議では、企業活動の変化をよりの確に把握・提供することにより、SNAの精度向上や経済政策に資する観点も踏まえつつ、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供について、対象となる各統計調査の結果を事業所母集団DBに登録した上で、結合集計した結果を提供する方向で、以下のとおり、段階的な取組を進めるとの結論を得た。

### (ア) 第1段階

対象となる統計調査の所管府省は、図-2のとおり、平成27年度委託研究で示された産業横断的に把握する統計の全体像のうち、前記「2 経済構造統計を軸とした新たな枠組み」の「(3) - ア - (ウ) 中間年における経済構造統計に必要な共通調査事項」の取組を踏まえ、「基本調査事項を把握する統計(図-2 イの領域)」の整備に取り組むものと

する。

具体的には、「2 経済構造統計を軸とした新たな枠組み」の一環として、「表-3 企業を対象とした統計調査における共通調査事項」に掲げられた調査事項の把握・定義の統一等を順次検討し、その実現に取り組む。

図-2 産業横断的に把握する統計の全体像

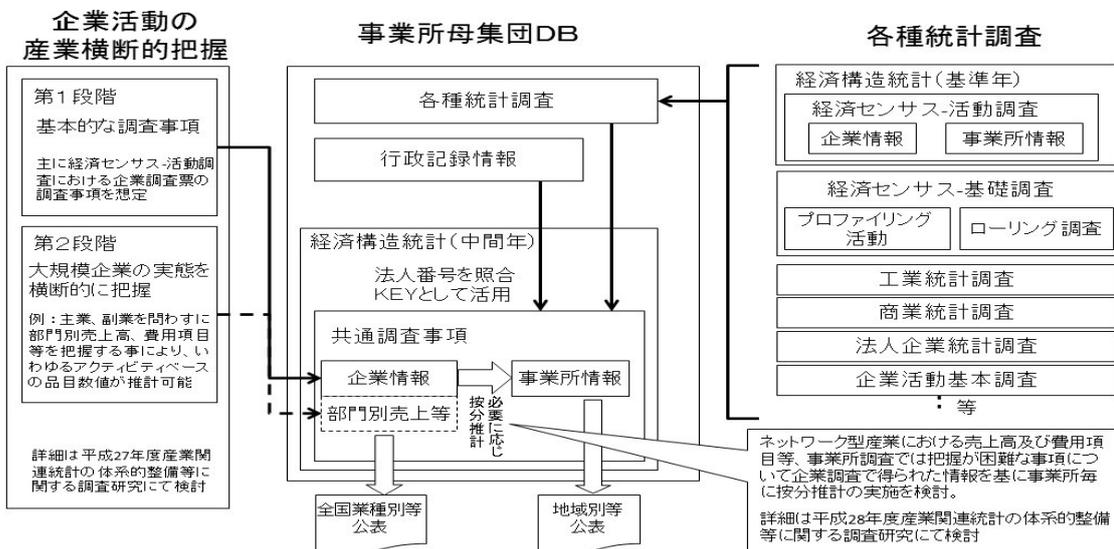
調査事項 企業規模	類型1 (概ね活動)	類型2 (概ね法企)	類型3 (概ね企活)	類型4 (条件付きテーマ)	類型5 (特定テーマ)	類型6 (特定産業)	類型7 (その他)
大規模企業	ア 大規模企業対象、複数の統計調査の横断化 ⇒企業グループ内の活動実態の把握、同一企業内の取引の把握、SNAの精度向上						
大規模企業を除く大企業	イ 基本的な調査事項のみ ⇒経済センサス-活動調査の中間年の産業活動実態の把握、事業所母集団DBと連携	企業活動基本調査	企業活動基本調査	外資系企業動向調査、海外事業活動基本調査、純粋持株実態調査等	特定テーマに関する統計調査	特定産業に関する統計調査	
中小企業		中小企業実態基本調査	中小企業実態基本調査				中小企業実態基本調査
経済センサス-活動調査							
個人企業	イ	中小企業実態基本調査 個人企業経済調査	中小企業実態基本調査				中小企業実態基本調査
経済センサス-活動調査							

注：実線で囲まれた統計は悉皆、点線で囲まれた統計は裾切り・サンプル、囲み線がないのは、特定の統計ではないため。

また、事業所母集団DBの管理者でもある総務省(統計局)は、図-3の整理を踏まえ、対象となる統計調査の所管府省の協力を得て、経済構造統計の集計結果の一環として公表する方向で、平成29年度から検討に着手し、平成30年度中に結論を得る。

本取組により、売上高、費用項目等、業種により事業所単位では把握が困難な項目についても、企業調査で得られた数値を基に按分推計することによる把握の可能性等について検討することが可能となる。

図-3 企業活動の産業横断的把握と経済構造統計の関係整理



(イ) 第2段階

総務省（政策統括官）を中心とする関係府省は、図－2の「大規模企業の実態を横断的に把握する統計（アの領域）」の作成・提供に向け、平成32年度から検討に着手し、平成33年度中に結論を得る。

また、この検討に当たっては、I O及びSNAの作成府省においても、必要となるデータの範囲・内容等を提示するなど、一層の連携が必要である。

本検討を進めることにより、主業・副業を問わずに企業部門別での売上高、費用項目等の把握が可能となり、いわゆるアクティビティベースでの品目推計の精度向上が期待できる。

※【産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議検討結果報告書】

2 新たな経済構造統計の作成・整備 より抜粋(P10)

表－3 企業を対象とした統計調査における共通調査事項

調査事項	現在の経済センサス（企業調査票）における調査事項	経済構造統計（経済センサス - 活動調査企業調査票）において把握すべき調査事項	変更点	中間年における経済構造統計（企業系調査）において把握すべき調査事項	把握方法
①支所等の数	○	○	変更なし	○	プロファイリング活動、ローリング調査、企業系調査結果等により母集団情報の更新
②経営組織	○	○	変更なし	○	
③資本金等の額及び外国資本比率	○	○	変更なし	○	
④主な事業の内容	○	○	変更なし	○	
⑤従業者数	○ 常用雇用者	○ 常用雇用者	変更なし	○ 常用雇用者	
⑥全体の売上（収入）金額	○	○	変更なし	○	企業系調査結果から把握
⑦事業別の売上（収入）金額（概ね大分類）	○	○	副業も含め小分類での把握に変更が望ましい	○	
⑧事業内容別の売上（収入）金額（概ね小分類）	○ ネットワーク型産業の主業のみ				
⑨全体の費用	○	○	変更なし	○	
⑩商品仕入額と商品手持額（卸小売業のみ）	○ 主業のみ	○	副業として営んでいる場合も把握	○	
⑪設備投資の有無及び取得額	○	○	変更なし	○	